施設整備を伴う社会福祉事業の変更について

１　社会福祉事業の変更の概要

社会福祉法人が社会福祉事業を変更する場合は、所轄庁に認可申請をして、認可を受けなければ、その効力を生じません。

社会福祉事業とは社会福祉法第２条で規定する事業ですが、同一の事業でありながら、法令によって名称が異なる場合があります。

　例えば、介護保険法第8条第22項で規定する「地域密着型介護老人福祉施設」は、

社会福祉法第2条第2項第3号で規定する「特別養護老人ホーム」に含まれます。

該当する社会福祉事業の名称が不明の場合は、神戸市監査指導部に相談してください。

２　申請の時期

（１）事業の追加の場合　：　事業開始１か月前まで

事業を追加する場合は、事業所管課に事業認定等の申請を行う作業と並行して定款変更手続を進めてください。事業開始予定日の1か月前には、内容の整った定款変更認可申請書類を提出してください。

（２）事業の廃止　：　事業廃止後直ちに

事業を廃止した場合は、直ちに決算を行い、残余財産の処分方法について決定し、遅滞なく事業廃止のための定款変更認可書類を提出してください。

３　申請書類

申請書類については、文書番号１「申請書類目録」の記載のとおりです。ただし事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求める場合があります。

書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

４　申請書類の確認

申請にあたり、後記の「社会福祉事業の変更に係る定款変更申請書のチェックシート」を利用する等して、不備や誤りのないよう提出前に必ず確認してください。

ただし、作成したチェックシートについては提出の必要はありません。

５　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当）

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@city.kobe.lg.jp

文書番号１

申請書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |
| --- | --- |
| 文書番号 | 申請書類 |
| １ | 申請書類目録 |
| ２ | 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| ３ | 評議員会議事録及び議案資料（写）・議案資料については、定款変更に係るページのみを添付すること。・評議員会を決議の省略により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 |
| ４ | 変更後の定款案 |
|  | （事業計画等） |
| ５－１ |  | 事業計画書（事業開始年度及び翌年度） |
| ５－２ | 事業認可（内定）通知書（写） |
| ５－３ | 減免規程　老人保健施設を経営する場合 |
| ５－４ | 業務受託契約書（写）、受託事業概要説明書、関係条例等受託事業を行う場合 |
| ６ | 資金収支予算書・借入金がない場合は事業開始年度及び翌年度分のみ。借入金がある場合は償還期限の年度まで・拠点区分資金収支計算書（第一号第四様式）と同様式で作成すること。 |
| ７ | 施設整備収支予算書　　参考様式（エクセル形式）を使用すること。 |
|  | （施設整備の財源に係る書類） |
| ８ |  | 補助金・助成金決定（内定）通知書（写）　財源が補助金の場合 |
| ９ | 貸付内定書又は借入申込書若しくは金銭消費貸借契約書（写）財源が借入金の場合 |
| １０ | 借入金の償還計画書　　参考様式（エクセル形式）を使用すること。 |
| １１ | 直近年度の資金収支計算書（第一号第一様式、第一号第二様式及び第一号第三様式） |
|  | （借入金又は自己資金の財源が個人からの寄附又は贈与の場合） |
| １２－１ |  | 贈与契約書（写） |
| １２－２ | 贈与者（個人）の身分証明書（注）及び印鑑証明書 |
| １２－３ | 贈与者（個人）の所得証明書又は納税証明書 |
| １２－４ | 預金残高証明書 |
|  | （借入金又は自己資金の財源が団体からの寄附又は贈与の場合） |
| １３－１ |  | 贈与契約書（写） |
| １３－２ | 寄附団体の基本約款 |
| １３－３ | 法人登記簿謄本（写） |
| １３－４ | 社員総会等議事録及び議案資料（写） |
| １３－５ | 過去３年間の決算書、寄附実績のわかる書類 |
| １３－６ | 預金残高証明書 |
|  | （借入金又は自己資金の財源が後援会からの寄附又は贈与の場合） |
| １４－１ |  | 贈与契約書（写） |
| １４－２ | 後援会の規約 |
| １４－３ | 会員名簿 |
| １４－４ | 総会議事録及び議案資料（写） |
| １４－５ | 過去３年間の決算書、寄附実績のわかる書類 |
| １４－６ | 預金残高証明書 |
|  | （施設整備の費用に係る書類） |
| １５ |  | 工事請負契約書又は見積書（写） |
| １６ | 設計監理契約書又は見積書（写） |
| １７ | 設備整備（初度調弁費）に係る契約書（写）又は一覧表一覧表は参考様式を使用すること。 |
|  | （施設の整備に係る書類） |
| １８－１ |  | ・自己所有の場合：不動産登記簿謄本又は不動産所有権移転登記確約書、地上権設定登記確約書・賃借の場合：不動産賃借契約書（写）・贈与による場合：建物贈与契約書（写）、贈与者の身分証明書（注）、印鑑登録証明書、不動産価格評価書（写） |
| １８－２ | 建設図面（配置図、平面図、立面図）　増減部分を着色すること。 |
| １８－３ | 付近見取図（所在図） |
| １８－４ |  | 基本財産編入誓約書　　参考様式を使用すること。 |
|  | （敷地の取得に係る書類） |
| １９－１ |  | ・売買等による場合：土地売買契約書（写）、地上権設定契約書（写）・賃貸借による場合：土地賃貸借契約書（写）・贈与による場合：土地贈与契約書（写）、贈与者の身分証明書（注）、印鑑登録証明書、不動産価格評価書 |
| １９－２ |  | 不動産登記簿謄本（写）又は不動産所有権移転登記確約書、地上権設定登記確約書等土地賃貸借契約の場合は賃借権の登記が必要 |
| １９－３ | 付近見取図（所在図） |
| １９－４ |  | 基本財産編入誓約書　　参考様式を使用すること。 |
| （事業廃止の場合） |
| ２０ | 事業廃止届等（写） |
| ２１ | 廃止事業に係る決算書 |
| ２２ | 廃止事業に係る財産処分方法説明書　　参考様式を使用すること。 |

（注）「身分証明書」とは禁治産・準禁治産・後見及び破産に関する証明で、本籍地の市町村役場に対して、本人が郵送で請求することが可能です。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

文書番号２

（表面）

|  |
| --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 |
| ふりがな名称 | ○○ふくしかい社会福祉法人　〇〇福祉会 |
| 理事長の氏名 | 〇〇　〇〇 |
| 申請年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| （目的）第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。（１）第一種社会福祉事業（イ）養護老人ホームの経営　　　　　　　　　　　　　　以下略 | （ロ）障害者支援施設の経営以下略 | 社会福祉事業の追加 |

（裏面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

３　この申請書には、社会福祉法施行規則第３条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

社会福祉事業の変更にかかる定款変更認可申請のチェックシート

このシートは提出の必要はありません。自己点検にご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | （例）障害者支援施設の経営 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | 点検内容 | 適否 | 確認事項 |
| 1 | 申請書類目録 | 指定された申請書類がすべて揃っている。 |  | 目録記載の書類が揃っている。 |
| 2 | 社会福祉法人定款変更認可申請書 | 記載漏れが無い。 |  | 見本の認可申請書の様式と同じである。 |
|  | 定款第４条の法人の所在地と同じ住所を記入している。 |
|  | 理事長の記名がある。 |
|  | 申請年月日の記入がある。 |
| 変更する事業が社会福祉事業である。 |  | 社会福祉法第２条で確認した。第【　　】項第【　　　】号 |
| 変更前の条文は現行定款と一致する。 |  | 認可された直近の定款と一致する。 |
| 3 | 評議員会議事録（写）開催日令和【　　】年【　　】月【　　】日 | 定款変更議決が成立している。第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。【　　】人中【　　】人賛成 |
|  | 決議の省略により評議員会が行われた場合は、評議員全員の同意書を添付している。 |
| 議事録が有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| 4 | 変更後の定款案 | 定款案が申請内容と一致する。 |  | 申請書の変更案と変更後の定款案が一致する。 |
| 変更条文以外が現行定款と一致する。 |  | 変更しない条文が認可された直近の定款と一致する。 |
| 5 | 事業計画書 | 変更する社会福祉事業の計画が適正である。 |  | 社会福祉法人審査基準（注）第1-1の要件を満たす。 |
| 事業認可（内定）通知書（写） | 事業認可又は内定している。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 減免規程介護老人保健施設の場合に限る。 | 低所得者に対する減免が資金収支計画に適切に反映されている。 |  | 資金収支計画に適切に反映されている。 |
| 業務受託契約書、受託事業概要説明書等 | 受託する業務は適正な社会福祉事業である。 |  | 社会福祉事業の受託であり、継続的に事業の実施が可能な契約条件である。 |
| 6 | 資金収支予算書 | 変更する社会福祉事業にかかる資金収支計画が適正である。 |  | 同種の社会福祉事業や法人の過去の実績からみて、収入及び支出の見積もりは妥当である。 |
|  | 当期資金収支差額合計からみて、事業が適正かつ継続的に行われると認められる。 |
| 7 | 施設整備収支予算書 | 施設整備の歳入歳出に計上漏れ及び誤りが無い。 |  | 歳入歳出が申請に添付した各根拠資料の金額と一致する。 |
| 【施設整備の財源に係る書類】 |
| 8 | 補助金決定又は内定通知書（写） | 補助金が確保されている。 |  | 補助決定通知書と施設整備収支予算書が一致する。 |
| 9 | 貸付内定書又は借入申込書若しくは金銭消費貸借契約書（写） | 借入金額が資金収支予算書と整合する。 |  | 借入金額が施設整備収支予算書と一致する。 |
| 10 | 借入金の償還計画書 | 償還計画が借入額、設備等整備予算と整合する。 |  | 借入契約書と償還計画書が一致する。 |
|  | 償還額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 【寄附又は贈与による借入の場合】 |
| 121314 | 贈与契約書（写） | 借入金の償還財源の贈与契約が成立している。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 12 | 贈与者（個人）の身分証明書、印鑑登録証明書 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 12 | 贈与者（個人）の所得証明書又は納税証明書 | 借入金の償還財源の贈与契約の履行が確実である。 |  | 贈与者の年間所得から年間の寄附額を控除した所得額が、社会通念上贈与者の生活を維持できると認められる額を上回っている。 |
| 13 | 寄附団体の基本約款、法人登記簿謄本、社員総会及び議事録（写）、過去３年間の決算書、寄附実績のわかる書類 |  | 贈与の意思決定がなされ、かつ、贈与できる十分な資金がある。 |
| 14 | 後援会の規約、会員名簿、総会議事録及び議案資料（写）、過去３年間の決算書、寄附実績のわかる書類 |  | 贈与の意思決定がなされ、かつ、贈与できる十分な資金がある。 |
| 121314 | 預金残高証明書（写） | 贈与を行う十分な資金が確保されている。 |  | 贈与を行える十分な資金的余裕がある。 |
| 【施設整備の費用に係る書類】 |
| 15 | 工事請負契約書又は見積書（写） | 事業計画及び収支予算のとおりに契約が締結されている。 |  | 契約額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 16 | 設計監理請負契約書又は見積書（写） |  | 契約額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 17 | 設備整備（初度調弁費）に係る契約書（写）又は一覧表 |  | 契約額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 【施設の整備に係る書類】 |
| 1819 | 不動産登記簿謄本又は不動産所有権移転登記確約書、地上権設定登記確約書 | ・自己所有の場合、施設の所有権を有している。・施設の底地については、所有権、地上権又は土地賃借権登記付き賃借権を有している。 |  | 甲区に所有者・地上権者名義がある。 |
|  | 甲区に他人の物権登記や差押登記等がない。 |
|  | 乙区に不適切な担保権登記等がない。 |
| 1819 | 不動産の取得にかかる契約書等（写） | 不動産が適正に取得又は賃貸借契約がされている。 |  | 原本の写しに相違ない。また適正に契約が成立している。 |
|  | 社会福祉施設の設置に必要な範囲に限った契約がある。 |
| 1819 | 不動産賃借契約書（写） | 不動産の賃借契約が適正になされている。 |  | 原本の写しに相違ない。また、適正に契約が成立している。 |
| 1819 | 不動産贈与契約書、贈与者の身分証明書、印鑑登録証明書、不動産価格評価書（写） | 不動産の贈与契約が適正な手続でなされている。 |  | 社会福祉事業に必要な範囲に限った契約がある。 |
| 18-2 | 建設図面（配置図、平面図、立面図） | 事業計画に沿った建物が建設予定である。 |  | 事業計画に沿った建物の図面が揃っている。 |
| 1819 | 付近見取図（所在図） | 不動産の所在が明確である。 |  | 所在が明確に表示されている。 |
| 1819 | 基本財産編入誓約書 | 基本財産への編入が行われる予定である。 |  | 誓約書が適正に作成されている。 |
| 【事業を廃止する場合】 |
| 20 | 事業廃止届等（写） | 適切な廃止手続きが行われている。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 21 | 廃止事業に係る決算書 | 廃止の会計処理は適正である。 |  | 廃止の決算が完了している。 |
| 22 | 廃止事業に係る財産処分方法説明書 | 資産の処分、引継は適切に行われている。 |  | 資産、資金移転、個人情報保護、職員雇用の処分、引継事項に漏れが無い。 |

（注）局長通知「社会福祉法人の認可について」の中の「社会福祉法人審査基準」をいう。

**（根拠規定）**

**社会福祉法施行規則（抜粋）**

（定款変更認可申請手続）

第３条　社会福祉法人は、法第45条の36第２項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一　定款に定める手続を経たことを証明する書類

二　変更後の定款

２　前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を経営する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

一　当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類

二　当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類

三　当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

３　第１項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

４　第２条第３項及び第５項の規定は、第１項の場合に準用する。

（設立認可申請手続）

第２条　法第31条の規定により、社会福祉法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。

３　所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。

５　第１項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

**社会福祉法人の認可について：局長通知**

**別紙１　社会福祉法人審査基準**

第１ 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。なお、法人は、法第４条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第24条第２項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

１　社会福祉事業

（１）当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。

（２）社会福祉事業の経営は、法第３条、第４条及び第５条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。

（３）社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。

（４）社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。

（５）法第２条第３項第９号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。なお、平成13年７月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

（６）第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を充分に審査し、慎重に取り扱うものとすること。

（７）第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとすること。

**社会福祉法人の認可について：課長通知**

**社会福祉法人審査要領**

第１　社会福祉法人の行う事業

１ 社会福祉事業

（４） 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

第２　法人の資産

（１）法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア　書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ　寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

（２）独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も（１）と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。